

下記の財産について、公募による企画提案方式により使用者を特定するに当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成28年5月31日

静岡県知事 川勝平太

## 1 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階

静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班

電話番号 054-221-3228 FAX番号 054-221-2159

電子メールアドレス airport-unei@pref.shizuoka.lg.jp

## 2 使用させる財産の表示等

- (1) 名称 富士山静岡空港 第2格納庫用地（以下「当該用地」という。）
- (2) 所在地 静岡県牧之原市坂口字坂口山 他
- (3) 全体面積 4,574平方メートル（法面含む）  
（幅77メートル（うちエプロンへの間口は約18メートル）、奥行き59.4メートル）

## 3 使用の条件等

### (1) 使用形態

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号。以下「空港条例」という。）第13条第1項の規定に基づく使用許可によるものとする。

なお、公共施設等運営権の設定後は、運営権の取得者との間の土地賃貸借契約に移行するが、この場合において、(2)及び(3)に掲げる条件は、契約内容に継承されるものとする。

### (2) 許可期間

許可日から3年間とし、許可条件に反しない限り、期間満了ごとに3年間を限度に更新することができる。

### (3) 使用料

空港条例第16条第3項の規定に基づく使用料は、1平方メートル当たり540円である。

調整額（当該財産について交付すべき市町村交付金に相当する額）は別途算定する。

経済状況の変動、空港条例の改正、その他の事情の変更により必要があると認められる場合には、使用料を改定することがある。

### (4) 用途制限

格納庫の用に供するものに限る。ただし、事務室等最小限の付帯施設は認める。また、駐車場を設ける場合は、社用及び来客用としての用途に限る（従業員用駐車場を必要とする場合は、別途、静岡空港管理事務所と協議すること）。

### (5) 制限表面

転移表面の区域内である。

### (6) 屋外広告物

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第3条第10号に該当する特別規制地域である。

(7) 工事工程

平成28年度内の工事着手を原則とする。

平成28年度内の工事着手が難しい場合には、その理由と工事着手時期（遅くとも平成29年度内）を事業提案書に明示すること。

(8) その他

詳細は、別途配布する「富士山静岡空港格納庫用地使用者公募説明書」による。

4 応募に必要な要件

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のア～キまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 説明書等の配布期間及び配布場所等

(1) 期 間

平成28年5月31日（火）から平成28年7月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 配布場所及び配布方法

富士山静岡空港ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

URL <http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/>

6 現地説明会の日時及び場所等

(1) 日 時

平成28年6月13日（月）午前10時から午前11時まで（受付時間は午前9時50分から午前10時まで）

(2) 場 所

富士山静岡空港 P 5 駐車場北側（既存格納庫の西側）

(3) 現地説明会参加申込書の提出期間及び提出先等

ア 提出期間

平成28年5月31日（火）から平成28年6月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

上記1に記載の静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班まで提出すること。

ウ その他

(ア) 現地説明会参加申込書の提出がない者は、現地説明会に参加できない。

(イ) 現地説明会参加申込書は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(ウ) 郵送、FAX又は電子メールによる申込みの場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

7 申込書及び事業提案書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次により申込書及び事業提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成28年5月31日（火）から平成28年7月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

上記1に記載の静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班まで提出すること。

(3) 提出方法

提出は、持参又は郵送によるものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。郵送の場合には、平成28年7月11日（月）午後5時までに必着のこと。また、郵送での提出である旨を電話で連絡するものとする。併せて、返信先を記載した返信用封筒（長3号封筒に簡易書留料金を含む切手380円貼付）を持参又は同封すること。

8 ヒアリング

事業提案書の提案内容について、事業提案書を提出した者に対し、次のとおりヒアリングを実施し、事業提案書の評価を行う。

(1) 日 時

平成28年7月20日（水）予定（1者に対し30分程度実施する。詳細な日時については別途通知する。）

(2) 場 所

静岡県庁（詳細な場所については別途通知する。）

(3) ヒアリング事項

ア 事業提案書を提出した者により事業提案書について説明（20分程度）

イ 質疑応答（10分程度）

(4) その他

ア ヒアリング時における資料の追加及びパソコン等の機器使用は認めない。

イ ヒアリングへの出席は1提案につき3名以内とする。

## 9 使用者の特定

### (1) 基本事項

当該用地の一部を使用する提案も可能とする。

### (2) 評価基準

事業提案書を次に掲げる項目で評価し、最上位の評価を受けた者（以下「最上位者」という。）を使用者として特定し、使用させる当該用地の幅・奥行き及び配置を指定する。

ただし、最上位者を使用者として特定しても未利用地が残るときは、当該用地の有効利用を図るため、最上位者及び他の事業提案書を提出した者（評価の高い順）と配置等を協議・調整の上、複数の使用者を特定する場合もある。

なお、各評価項目において、評価点が満点の50%に満たない項目がある場合、又は評価点の合計が満点の60%に満たない場合、その者は特定しない。

また、最上位者が複数いる場合は、使用する用地面積の広い者を優位に評価する。

ア 企業等の能力

イ 施設の配置計画

ウ 事業の基本方針

エ 事業計画

オ 管理・運営に関する計画

カ 施設の基本仕様、色彩・意匠

キ 保安対策・緊急時の対応等

ク 地域貢献

### (3) 使用者への通知

使用者として特定された者には、特定通知書により、平成28年8月12日（金）までに通知する。

## 10 非特定理由に関する事項

(1) 事業提案書を提出した者のうち、使用者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を非特定通知書により、平成28年8月12日（金）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知書を受領した日の翌日から5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式自由）により、非特定理由について説明を求めることができる。

(3) (2)の非特定理由の説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、平成28年8月26日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、上記1に記載の静岡県文化・観光部空港振興局空港運営課地域連携班まで提出することとし、提出は持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可とする。ただし、郵送、FAX又は電子メールによる提出の場合には、その旨を電話で連絡すること。

## 11 その他

(1) 詳細は、別途配布する「富士山静岡空港格納庫用地使用者公募説明書」による。

(2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、静岡県文化・観光部空港運営課地域連携班（電話番号054-221-3228）とする。